

## ★個人事業税の「駐車場業」の認定基準について

東京都では、個人事業税における駐車場業の課税に当たり、事業の認定基準を設け、駐車場業として課税対象となるかを判定しています。この認定基準を巡る訴訟があり、東京高裁の判決に対し東京都が上告せず、納税者勝訴の判決が確定しました。

そこで、今回はその訴訟の経緯と、東京都が10月11日に発表した認定基準に関する取扱いの変更についてお知らせしたいと思います。（若林茂）

### ◎訴訟の経緯

以下のとおりです。

日付	内容
平成30年11月1日	地主であるAさんはコインパーキング事業者に土地を貸し付け、自らは管理業務に関与せず定額の地代収入を得ていた。 東京都は、そのAさんに対し「駐車場業」を行う者として平成28年から平成30年分の個人事業税の賦課決定処分を行った。（平成30年分は令和元年8月1日付）
平成30年11月12日	これに対し、Aさんは「土地を貸しているだけで駐車場業は営んでいない」と主張。 東京都知事に対し、平成28・29年分賦課処分の各取消しを求める審査請求をした。
令和元年8月22日	東京都知事は、東京都行政不服審査会への諮問及びその答申を経て、Aさんに対し、上記の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。
令和元年9月5日	Aさんは、賦課決定処分の取消しを求めて提訴。
令和3年3月10日	東京地裁は、駐車場業を行う者に該当しないと判断し、賦課決定処分を取消し。 その後、東京都が控訴
令和3年8月26日	東京高裁も東京地裁の判断を認容 その後、東京都は上告せず納税者勝訴の判決が確定
令和3年10月11日	東京都は認定基準に関する取扱いの変更を発表

### ◎個人事業税の「駐車場業」に関する取扱いについて（東京都）

#### 《変更の概要》

土地の貸主が、駐車場用地として一括して貸し付けている場合で、自らは建築物駐車場や機械式駐車設備を設置しておらず、かつ貸し付けた相手方自身は駐車せずに第三者に駐車させているようなケースは、令和2年分所得にかかる課税分から、駐車場業ではなく、住宅用以外の土地の貸付けとして不動産貸付業の認定基準に該当するかを判断します。

例えば、貸し付けた相手方であるコインパーキング会社等が、第三者に駐車させているような場合は、住宅用以外の土地の貸付けとして取り扱います。

#### 《変更の経緯》

都ではこれまで、駐車場として使用する目的で土地が貸し付けられている場合には、「自動車の駐車のための場所の提供」にあたり、駐車場業として認定を行ってきました。しかし、駐車場の経営手法や土地の利用形態などが多様化する中で、不動産貸付業における土地の貸付けとの区分が困難な事例が増加してきました。

そこで、納税者の皆様に分かりやすく、適正で公平な課税を行うために、認定基準の取扱いを見直して明確にすることとしました。

### ◎まとめ

納税者勝訴の判決が確定し、東京都としても認定基準の取扱いを変更せざるを得ないこととなりました。東京都以外の他の道府県における「駐車場業」に対する取扱いは様々であるため、一度確認をしてはいかがでしょうか。